

函館病院医局中央医療技術部臨床心理科会計年度任用職員業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館病院医局中央医療技術部臨床心理科における業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 別紙「函館病院医局中央医療技術部臨床心理科業務一覧」に定める業務
- (2) その他所属長が必要と認める業務

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日に振り替えし、または代休日を与えることができる。

勤務日	勤務時間
月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

- (2) 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。
- (3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。
- (4) 休日は次のとおりとする。ただし、所属長は、会計年度任用職員

の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、管理者の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 1 月 2 日， 1 月 3 日および 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

函館病院医局中央医療技術部臨床心理科業務一覧

函館病院医局中央医療技術部臨床心理科において下記の業務に従事する
会計年度任用職員は、本一覧の業務を処理するものとする。

【公認心理師業務】

- (1) 身体疾患治療中の患者に対する心理アセスメントに関すること
- (2) 心理面接等心理業務全般に関すること
- (3) 職員に対する教育支援に関すること